

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり建物解体条件付市有地一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年4月16日

秋田市長 沼 谷 純

1 物件の表示

物件番号1（旧山谷小学校）

所在地番	地目	面積	最低入札価格
秋田市太平山谷字中山谷143番1	学校用地	16,623.13㎡	－75,220,000円

解体撤去対象建物等

所在	種類	家屋番号	構造（建築年）	延床面積
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	校舎	143番1	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 2階建（昭和57年）	1,481.87㎡
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	体育館	143番1の2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき 平家建（昭和53年）	593.75㎡
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	給食施設	143番1の3	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 平家建（昭和57年）	306.41㎡
付属建物等	プールおよび付属室、倉庫、ボンベ室、掲揚塔、屋外運動場倉庫等その他付帯する設備、備品、工作物等すべて			

その他詳細については、別紙「売払物件調書」（省略）のとおり

2 建物等の解体撤去

- (1) 解体撤去の対象となる建物等については、本契約締結日から令和8年3月19日までの間に、落札者の責任において解体撤去するものとし、

これに要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) 市有財産売買契約の場合は引渡しの日から、土地譲渡仮契約の場合は土地譲渡契約の締結日から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとする。
- (3) 落札者は、解体撤去が完了したときは、完了報告書を提出することとし、両者が立会いの上、解体撤去完了の確認を行うものとする。
- (4) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。
- (5) 落札者は、建物等の解体撤去および跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- (6) 解体の方法および解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理および清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守の上、適正な方法により解体作業を行うものとする。

3 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを

妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

4 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所 6 階 会議室 6 - A

(2) 入札 令和 7 年 5 月 14 日 (水) 午前 10 時

(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時 50 分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

5 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

6 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、秋田市財務規則第 109 条により金 949,000 円を納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

7 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、契約を締結しなければならない。ただし、零を下回る価格により落札した契約については、議会の議決に付すべき契約となるため、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に土地譲渡仮契約を締結し、議会の議決を得たときに土地譲渡契約に移行する。

9 契約保証金

秋田市財務規則第128条により金1,898,000円を納付すること。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

10 現地説明

現地説明を希望する場合は、令和7年5月2日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話 018-888-5439）に問い合わせること。